第二百八十一条中「ベックマン温度計及び」を削る。

第二百八十三条第一項中「ベックマン温度計及び」及び「、ベックマン温度計の使用公差は、〇・〇五度」を削る。

第十五章を次のように改める。

第十五章　削除

第五百七十八条から第五百九十七条まで　削除

第十六章を次のように改める。

第十六章　削除

第五百九十八条から第六百十八条まで　削除

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、計量法（平成四年法律第五十一号）第百二条第二項、第百三条、第百四条第一項及び第二項並びに第百六十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　基準ベックマン温度計（第百二十七条―第百三十条）」を削り、「第九章　熱量基準器に係る技術上の基準（第三百十八条―第三百二十七条）　第一節　構造に関する基準（第三百二十八条）　第二節　検査方法（第三百二十九条）　第三節　削除」に改める。

第三条第一号中「、熱量」を削る。

第四条第三号ロを削り、同条第八号を次のように改める。

八　削除

第二十条第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とする。

第二十一条の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十三条の表中基準ベックマン温度計の項を削る。

第二十六条の表中「基準ベックマン温度計、濃度基準器」を「濃度基準器」に改める。

「第三款　基準ベックマン温度計」を削る。

第百二十七条から第百三十条までを次のように改める。

第百二十七条から第百三十条まで　削除

第百三十一条第二項を削る。

第百三十二条第二項を削る。

第百四十一条を次のように改める。

第百四十一条　削除

第九章を次のように改める。

第九章　削除

第三百十八条から第三百二十九条まで　削除

別表中「及び基準ベックマン温度計」を削り、基準ベックマン温度計の項を削る。

様式第四を次のように改める。

様式第4　削除

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、計量法（平成四年法律第五十一号）第二十八条第一号及び第二号（これらの規定を同法第百六条第三項及び第百二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

質量計	基準分銅		二名
	基準はかり		
ベックマン温度計	基準ベックマン温度計	計ることができる温度が十九度から二十七度までの範囲のものであって、目量が〇・一度以下のもの	二名
	基準ガラス製温度計		
	温度計検査槽	温度十九度から二十七度までの範囲の目盛線を検査できるもの	
皮革面積計	基準面積板		二名
	周速度計		
ボンベ型熱量計	熱量標準安息香酸	特定計量器検定検査規則第二十条に規定するもの	二名
	基準ガラス製温度計	計ることができる温度が零度から五十度までの範囲のものであって、目量が〇・一度以下のもの	
	ベックマン温度計又は電気式温度計	電気式温度計にあっては、計ることができる温度が零度から五十度までの範囲のものであって、目量が〇・一度以下のもの	
	絶縁抵抗計	五百ボルト絶縁抵抗計であって、五メガオームまで測定できるもの	
	機械式はかり、手動天びん又は電気式はかり	ひょう量が四キログラム以上であって、感量が一グラム以下のもの及びひょう量が五十グラム以上であって、感量が一ミリグラム以下のもの	

」

を

一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。	一　一般計量士 二　独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者